

第一回國會 厚生委員會 議錄 第三十八号

昭和二十二年十二月六日(土曜日) 午前十一時八分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

委員 田中 松月君 櫻井山崎 道子君

委員 有田 二郎君 澤本大淵電代司君

委員 大田 典禮君 角田藤三郎君

委員 中原 健次君 松谷天光君

委員 武藤運十郎君 最上 英子君

委員 降旗 徳弥君 大野 伴陸君

委員 近藤 鶴代君 榊原 亨君

委員 村上 清治君

出席國務大臣 厚生大臣 一松 定吉君

出席政府委員

文部事務官 清水 勳二君

厚生政務次官 金光 義邦君

厚生事務官 宮崎 太一君

厚生技官 三木 行治君

委員外の出席者 専門調査員 川井 章知君

十二月五日

理容師法案内閣提出(第一四八號)

榮養士法案内閣提出(第一四九號)

元住宅營團經營住宅に關する請願

(武藤運十郎君外一名紹介)(第一五二五號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

理容師法案(内閣提出)(第一四八號)

榮養士法案(内閣提出)(第一四九號)

一 住宅營團經營住宅買上の請願

(佐々木更三君紹介)(第一四五五號)

二 國立遺傳學研究所設置の請願

第一類第七号 厚生委員會會議錄 第三十八号 昭和二十二年十二月六日

(西山宮佐太郎紹介)(第九〇一號)

三 引揚者の住宅問題に關する請願

(坂口生徳君外五名紹介)(第九七一號)

四 伊勢崎市の庶民住宅建築費國庫補助その他に關する請願(鈴木強平君外三名紹介)(第一一三四號)

五 竹田町綜合運動場設置費國庫補助の請願(金光義邦君外六名紹介)(第一一四〇號)

六 引揚者の住宅建設の請願(根本龍太郎君紹介)(第一二九八號)

七 矢田村所在國立榮養試驗場拂下の請願(松本眞一君紹介)(第一三四七號)

八 國立療養所入院費患者負擔反對の請願(松谷天光君紹介)(第一三五四號)

九 鍼灸療法制定に關する請願(河野金昇君紹介)(第一三六二號)

一〇 遺家族援護に關する請願(齊藤晃君紹介)(第一三六三號)

一一 盲人に鍼灸業繼續許可の請願(齋藤晃君紹介)(第一三八四號)

一二 國立富山病院復興に關する請願(矢後嘉蔵君外二名紹介)(第一四〇七號)

一三 中等學校教員の恩給増額の請願(松原一彦君紹介)(第一四〇八號)

一四 生活協同組合法制定の請願(門司亮君紹介)(第一四二二號)

一五 中等學校教員の恩給増額の請願(志賀健次郎君外二名紹介)(第一四三八號)

一六 恩給増額に關する請願(松本七郎君外一名紹介)(第一四五九號)

一七 生活協同組合法制定の請願(中原健次君紹介)(第一四六三號)

一八 國立療養所入院費患者負擔反對の請願(松谷天光君紹介)(第一四七三號)

一九 戰爭犠牲者の援護に關する請願(豊澤豊雄君紹介)(第一四九三號)

二〇 成年男女の身體検査實施の請願(豊澤豊雄君紹介)(第一四九四號)

二一 療術師の權益確保に關する請願(加藤シヅエ君紹介)(第一五〇九號)

二二 引揚者の援護強化に關する請願(成田知己君紹介)(第一五二二號)

二三 生活協同組合法制定反對の請願(有田二郎君外八名紹介)(第一五二四號)

二四 引揚者の住宅難緩和對策に關する陳情書(東京都杉並區馬橋日本住宅緩和本部代表中村教市郎)(第一五三三號)

二五 海外引揚者の住宅難緩和に關する陳情書(愛媛縣内愛媛海外引揚者更生會會長山澤和三郎)(第一五三三號)

二六 海外引揚者の住宅難緩和に關する陳情書(高知縣内海外引揚者高知縣更生聯盟理事長馬場敏春)(第一四八〇號)

四 建築物利用に關する陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第五四一號)

五 住宅建設に關する陳情書(中國地方自治協議會會長代表廣島縣知事補瀬常務)(第五九二號)

六 生活協同組合法案に關する陳情書(東北北海道商工會議所協議會會長網走商工會議所會頭白井仁太郎)(第六〇八號)

七 生活協同組合法制定促進に關する陳情書(群馬縣利根郡古馬坂村購買利用組合會長後藤榮次郎)(第六一三號)

八 引揚援護者に關する陳情書(北海道釧路市春採永住町太田利兵衛)(第六二六號)

九 盲人鍼灸業等存続に關する陳情書外一件(北海道帶廣市北海道盲人連盟代表後藤廣市外一名)(第六三三號)

一〇 生活協同組合法案反對に關する陳情書(愛知縣中島郡稻澤町中島郡纖維製品小賣商業協同組合小澤俊逸外四名)(第六三三號)

一一 國民健康保險制度の刷新強化並びに國庫補助増額に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長相良稔)(第六四八號)

一二 臨時建築制限規則緩和に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長相良稔)(第六五三號)

一三 生活保護法による扶助金全額

國庫負擔に關する陳情書(香川縣仲多度郡神野村海外引揚同胞會會長森政市)(第六六九號)

一四 東北地方の水害罹災者救済に關する陳情書(仙臺市清水小路全日通労働組合東北地區臨時大會)(第六七三號)

一五 海外引揚者の家屋建設費補助に關する陳情書外一件(香川縣仲多度郡那珂村海外引揚同胞會會長野實外一名)(第六七七號)

一六 海外引揚者援助に關する陳情書(埼玉縣浦和市埼玉縣内埼玉縣引揚同胞會會長貝山好美外十五名)(第六七九號)

一七 住宅開放並びに生業資金に關する陳情書(香川縣三豐郡莊間村海外引揚同胞會會長石川茂吉)(第六八三號)

一八 生活協同組合法案反對の陳情書外一件(京都府下商工協同組合理事長岩本義徳外一名)(第六九四號)

一九 水害罹災農家救済に關する陳情書(宮城縣登米郡佐沼町互理風篤外十六名)(第七〇二號)

二〇 盲人の鍼灸業禁止反對の陳情書(東京都文京區東京盲學校學生大會委員會)(第七一四號)

〇小野委員長 これより會議を開きます。

理容師法案及び榮養士法案を一括議題に供します。政府の提案理由の説明を求めます。金光政府委員。

理容師法案

第一條 この法律で理容とは、理髪及び美容をいう。

この法律で理髪とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

この法律で美容とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

この法律で理容師とは、理髪師及び理容師をいう。

この法律で理髪師とは、理髪を業とする者をいい、美容師とは、美容を業とする者をいう。

この法律で理容所とは、理髪所及び美容所をいう。

この法律で、理髪所とは、理髪の業を行うために設けられた施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

第二條 左に掲げる者は、都道府県知事の免許を受けて理髪師になることができる。

一 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において一年以上理髪師たるに必要な知識及び技能を修得した者。

二 学校教育法第四十七條に規定する者で、理髪師たるに必要な知識及び技能に關して都道府県知事が行う理髪師試験に合格した者。

第三條 左に掲げる者は、都道府県知事の免許を受けて、美容師になることができる。

一 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な知識及び技能を修業した者。

二 学校教育法第四十七條に規定する者で、美容師たるに必要な知識及び技能に關して都道府県知事が行う美容師試験に合格した者。

第四條 都道府県知事は、前二條に規定する理髪師試験及び美容師試験を夫々毎年一回以上行わなければならない。

この法律に定めるものの外、理髪師試験及び美容師試験に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第五條 都道府県に理容師名簿を備え、理容師及び美容師の免許に關する事項を登録する。

前項の登録については、手数料として三百圓を國庫に納めなければならない。

前二項に定めるものの外、理容師の免許及び登録に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第六條 理髪師の免許を受けた者でなければ、理髪を業としてはならない。

美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならない。

第七條 理容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかっている者は、これを與えない。

第八條 理容師は、理容の業を行うときは、左に掲げる措置を講じなければならない。

一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。

二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。

三 この他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

第九條 理容師は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政廳の行う健康診断を受けなければならない。

第十條 都道府県知事は、理容師が第七條に規定する者に該當するとき、又は第八條若しくは前條の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。

第十一條 理容所を開設しようとする者は、省令の定める様式により、理容所の位置、設備等を都道府県知事に届け出なければならない。

届け出た事項を変更し、又は理容所を廢止した場合も、同様とする。

第十二條 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

一 常に清潔に保つこと。

二 消毒設備を設けること。

三 採光、照明及び換氣を充分にすること。

四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

第十三條 都道府県知事は、必要があるとき認めるときは、當該吏員に、理容所に立入、第八條又は前條の規定による措置の實施の状況を検査させることができる。

前項の規定により當該吏員に立入臨検検査をさせる場合において、これにその身分を示す證券を携帯させなければならない。

第十四條 都道府県知事は、理容所の開設者が第十二條の規定に違反したときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

第十五條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 第六條の規定に違反した者

二 第十條の規定による業務の停止處分に違反した者

三 第十一條の規定による届出をしなかつた者

四 前條の規定による理容所の閉鎖處分に違反した者

第十六條 第十三條第一項の規定による當該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを千圓以下の罰金に處する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第十五條第三號若しくは第四號又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の刑を科する。

附則

第十八條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十九條 この法律施行の際現に都道府県知事の免許、許可その他の處分を受けて理髪又は美容を業としてゐる者は、これを第二條又は第三條の規定による理髪師又は理容師の免許を受けた者とみなす。

この法律施行の際現に都道府県知事の免許、許可その他の處分を受けていないで美容を業としている者は、第六條第三項の規定にかかわらず、この法律施行の日から三年間を限り、その業務を繼續することができる。

榮養士法案

第一條 この法律で榮養士とは、榮養士の名稱を用いて榮養の指導に従事することを業とする者をいう。

第二條 左に掲げる者は、都道府県知事の免許を受けて榮養士になることができる。

一 厚生大臣の指定した榮養士の養成施設において一年以上榮養士たるに必要な知識及び技能を修得した者

二 厚生大臣の行う榮養士試験に合格した者

前項第一號に規定する榮養士の養成施設に入所することができる者は、学校教育法第五十六條に規定する者とする。

第一項第二號に規定する榮養士試験を受けることができる者は、学校教育法第五十六條に規定する者であつて、一年以上榮養士の實務の見習をした者とする。

第一項第二號に規定する榮養士試験は、榮養士たるに必要な知識及び技能に關してこれを行う。

第三條 左の各號の一に該當する者に對しては、榮養士の免許を與えない。

一 精神病にかかっている者  
二 傳染性の疾病にかかっている者であつて、同條に規定する業務を行うに適しない者  
三 第一條に規定する業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者であつて、第一條に規定する業務を行うに適しない者  
四 素行が著しく不良である者であつて、第一條に規定する業務を行うに適しない者

第五條 榮養士が第三條各號の一に該當するに至つたときは、都道府縣知事は、當該榮養士に對する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて榮養士の名稱の使用を停止することができる。

第六條 榮養士でなければ、榮養士又はこれに類似する名稱を用いてはならない。

第七條 この法律に定めるものの外、榮養士の免許、免許證及び試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第八條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の罰金に處する。  
一 第六條の規定に違反した者  
二 名稱の使用の停止中の榮養士で、榮養士又はこれに類似する名稱を用いた者

第九條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。  
榮養士規則（昭和二十年厚生省令第十四號）  
第十條 昭和二十年厚生省令第十四號

第一類第七号 厚生委員会議錄 第三十八号 昭和二十二年十二月六日

榮養士規則は、これを廢止する。  
第十一條 この法律施行前昭和二十年厚生省令第十四號榮養士規則の規定によりした處分その他の行爲は、これをこの法律又はこの法律に基いて發する命令の相當規定によりした處分その他の行爲とみなす。

第十二條 中等學校令による中等學校を卒業し、又はこれと同等以上の學力を有すると文部大臣が認めたる者は第二條第二項の規定にかかわらず、當分の間同時第一項第一號に規定する榮養士の養成施設に入所することができる。  
中等學校令による中等學校を卒業し、又はこれと同等以上の學力を有すると文部大臣が認めたる者であつて、一年以上榮養士の實務の見習をした者は、第二條第三項の規定にかかわらず、當分の間同時第一項第二號に規定する榮養士の試験を受けることができる。

○金光政府委員 たいだいま議題となりました理容師法案について提案の理由を御説明申し上げます。  
從來理容業及び美容業につきましては、各都道府縣令によつて規定されてきたのでありますが、これは理容士の免許、理容所の開設その他の營業取締り事項及び違反者に對する罰則等に關するもので、法律で規定すべき性質のものであります。従ひまして昭和二十二年法律第七二號の規定により、來年一月一日より失効いたしますこととなりますので、この法律案を提案いたしました次第であります。その内容は、(一)理容師

の免許に關する事項(二)理容師及び理容所の開設者が遵守すべき衛生上の措置に關する事項等であり、何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことを希望いたします次第であります。

○山崎(道)委員 たいだいま提案になりました理容師法案についてお伺いをいたします。  
私はまず第一にこの理容師法という法案の名稱を、この際理髮師、美容師法と改正していただきたいと思ひます。その理由をいたしましては、理容師法といふことは、理髮を主にしたように考えられまして、この中に美容がはいつているといふことの理解に苦しむのでございます。しかも法律の中には理髮と美容の點がはつきり區別して書かれてはありますけれども、業態が多様に相なつておりますことは、非常に不便を感ずるものでございまして、この際ぜひとも理髮、美容師法と改正をお願いしたいと思います。第一理髮と美容とは、完全に別箇の業態と見て、取締りの對象としては嚴に動かなるところでありますから、法案の各所に散見いたします理容師、理容所の文字を、法文適用の混同混亂を皆無ならしむるために、一切これらを廢し、理髮、理髮所及び理髮師というようにしていただきたい。また美容、美容師、美容所という各所に適應語を用いていただきたいと存じます。この點につきましても、當局の御答辭をお願いいたします。

○三木(行)政府委員 理容師法という名稱を理髮師、美容師法に改める意思はないかといふ御質問であります。この理髮と美容とはなるほど一は頭髪の刈込み、顔そり、一はパーマネントウエーブ、結髪、化粧を主とする。その點においては異なるのであります。しかしながらシャンプー、白髮染等におりましても、両方に共通いたしていたしました状態であり、かつまたこの法律の主眼をいたします公衆衛生上の取締りという面から申しますと、ほとんど同様でございますので、常識に従ひまして理容といふ言葉を採用いたしましたわけであり、そうしてこの第一條におきまして、字句の混同を避けますために、「理容師とは、理髮師、及び美容師をいう」といふように、明らかに定義をいたしている次第でありまして、その點御了承をいただきたいと思ひます。

○山崎(道)委員 常識上かようにお取扱いになつたといふ言葉でございまして、しかしながら理容と書いていまして、一般に美容とパーマネント、あるいはその他のことを理解する人があつてございませうか。殊に文字に拘泥することはなく、はつきりこの際明文化するところが私は妥當だつと信ずるものであります。一般に理容と申しますと、理髮師を想像するのであります。そうして取締りその他は同じだつとおつしやいますけれども、やはり食糧を取扱ふものでも、主食類を扱ふものと、食肉を取扱ふものとの差があるように、美容と理髮とはまったく異なつてゐる内容でございまして、この際かくお改めになることは妥當だと私はあくまでも信ずるものでございまして、それから理髮と美容の職務に對する定義を明確にいたしました。この法律で理髮とは頭髪の刈込み、顔そり、パーマネントウエーブ等の方法により男子の容姿を整へることをいふ。またこの法律で美容とはパーマネントウエーブ、結髪、化粧、美顔術、衣裳着つけ等の方法で女子の容姿を美しく整へることをいふ、といふように明確にいたしました。と存じます。理髮は男子のもの、美容は女子のものという明文がないと、男女の分限を混同いたしました。混亂に陥つた例もございまして、特にこの際御留意が願ひたい。それから理髮所美容所の別を明確にして混同を避けること、理髮所及び美容所においては、理髮及び美容の業を兼ね行ふことはできないといふふう

に、一項を御挿入願ひたいと存じます。

三三二

(34)



して、その目的とするところは、傳染病患者は傳染上病傳播のおそれのある業務に従事することができない。あるいは結核預防上必要と認むるときには、業態上病傳播のおそれのある職業に従事することを禁止するというような、就業禁止の措置を目的とするものであります。従いましてこれらの病傳播のおそれがあるということが明らかになりまして検査はやらなければならぬ。かように考えておるのではありません。具體的に申しますならば、結核を目的とする診断を行うにあたりましては、精密検査を行う必要があると存じますし、また花柳病等につきましては、必要なる場合におきましては血清反應をやるというような行き方で、精密なる検査を行いたい。かように考えておる次第であります。

○三木(行)政府委員 健康診断を拒むことを得ないことに相なっておりますので、健康診断はぜひとも施行することに相なりますが、その健康診断の結果、傳染病であるという者につきましては、この預防法によりまして、就業を禁止するつもりであります。

○小野委員 ちよつと榊原君の御質問中ですが、今政府側の方から要求がありまして、昨日のあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案の審査中、榊原委員の質問に答えられた宮崎政府委員の答辭中に、訂正を要する點があるので訂正したいとの申し出がありますから、訂正させたいと思えます。

○宮崎政府委員 昨日の當委員會で榊原委員から、柔道整復術の社會保險との關係につきましての御質問がありました。したが、そのときに柔道整復術といつたしまして療養の給付をやるように、私の方で答辭いたしました。あとでよく調べてみますと、療養の給付ではないとして、療養費の支給、すなわち金銭支拂いの約束をいたしております。それで榊原さんの仰せになつた柔道整復業者の方に参りまして、金を拂つて後受取りをもらつてきて、政府に要求するという形でやつております。そこで柔道整復術の料金としまして、榊原さんの仰せになつたような、非常に多額の費用を要求しておるといたしますならば、その邊につきましては、十分注意をして、今後實行したいと思つております。

○榊原(亨)委員 榮養士法案について質問したいと思つております。

○三木(行)政府委員 傳染性の疾患にかかつておられることを、たれが知るのであるかという御質問であります。これは都道府縣知事が調べるのであります。具體的にはこれらの免許を申請するにあたりまして、健康診断書を貼布せしめる次第でございます。

○榊原(亨)委員 免許を申請する場合に、健康診断をやりまして、その後數年の後にいろいろ結核病患その他の傳染性疾患にかかりました場合に、だれが、いつ、どういふ方法によつてこれがかかつておられることを認定しますか。

○三木(行)政府委員 傳染性疾患にかかりました場合に、その全部とは言えないのであります。届出書が保健所にあるわけでありまして、また榮養士といふのは、業態上保健所と緊密な關係にありまして、保健所につきましても、これらに關する注意をいたしますよう實際の指導を行つていきたいと思つております。

○榊原(亨)委員 理容師においては、先ほどお話のありましたように、毎年二回以上精密検査を行ひまして、これが傳染性疾患があるかないか調べておられるにもかかわらず、榮養士といふのは食物を扱うものでございますので、その者がたとへば開放性結核になつておりましたり、あるいは花柳病にかかつておりました場合に、その危険は理容師のそれと比較してそれ以上の危険があると思つておられます。その場合に、ただこれが健康保健所と密接な關係があるから、そこでとき／＼注意するといふようなお話をなしたに、私どもはこの法案の中に、たとへば毎年二回以上同じような検査をするとか、何かかいつうやうなことを入れたらと思つておられますが、時間的關係上いろいろ難點もございまして、よから、この際三木政府委員の方から、これはまた來國會においてでも改正になりますまでは、たとへば便法的に年二回やるか、一回やるかといふ具體的事實をお話し願ひまして、速記に留めたいと思つておられますが、その御意思はございせんか。

○三木(行)政府委員 御指摘の通り、榮養士は業態上理容師とともに病傳播の危険があるわけでありまして、私どももいたしましては、一應その點を考えたのでございまして、現在在醫師、齒科醫師等の業態におきましても、同様な事態があるにもかかわらず、これらに對して健康診断の義務を課しておらないのであります。従つて理容師よりも榮養士の方が絶えず醫療機關と密接な連關があるという意味合におきまして、醫師に近似した取極めを行つた次第であります。しかしながら御指摘の點もございまして、この點につきましては、十分地方に適應いたしまして、御趣旨に副うよういたす所存でございます。

○田中(松)委員 新しく理容師が開業したいといふときに、何かたとへば既存の店から何町離れなければならぬとかいふような制限はございせんか。

○三木(行)政府委員 從來の地方命令におきましては、許可制度に相なつておりましたので、さういふ點も十分考慮いたしておりますし、かつまた組合の規定もありまして、組合が自治的に統制しておつたといふような點もあつた次第であります。この法律案におきましては、届出に相なつておりますし、組合の規定もこれを業者の自由に殘してある次第であります。従いまして、當局といたしましては、さういふただいまの御意見のごときは、いわゆる自由競争といふ點で制限を受けるといふことで十分ではないかと考えております。

○松谷委員 この理容師法案につきまして、理容師としてのいわゆる既得權者がまだ海外にある場合において、これは技術の制限がございせんが、歸還された場合においては、技術の制限なしに既得權者と認められる御意思であります。かように、その點だけを伺いたいと思つておられます。

○三木(行)政府委員 歸還せられた方々が理容師、理髮師の免許をもつておられるか、あるいは外國におきまされる免状をもつておられるかといふことによつて相違があると存じますが、さういふ有權者であり、何らかの根據のある人につきましては、第十九條によりまして、できるだけ救済してまいりたい、かように考えております。

○松谷委員 できるだけといふお言葉でございますが、そのできるだけといふ、何か特別にそこに制限があるのございせんか。全部するといふことは今言いきつてはいただけないのでございせんか。

○三木(行)政府委員 できるだけと申しますのは、その資格の内容につき

まして、能う限り有利に解釋をいたしたい。かような趣旨でございます。

○小野委員長 ただいま審査いたしてあります。この二つの法律案は、まだ十分審査しなければならぬ點もございまして、また委員の中には修正したいという御意思の人もあるようでございます。すけれども、會期が切迫いたしておる次第もありませんし、またこれを成立いたさせないと、十二月三十一日以降は失効してしまふ點もございまして、不備の點は第二國會の委員會において改正案を出すなり、しかるべき方法をとつて十分審議を盡すことにいたしまして、兩法案につきましては討論を省略いたして採決いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○小野委員長 御異議なしと認めます。

採決をいたします。理容師法案及び藥養生法案の二法案を原案通り可決することに御賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕  
○小野委員長 起立議員。よつて兩案は原案の通り可決いたしました。

なお議長に對する報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○小野委員長 御異議なしと認めまして、さうよりに取計らいます。

○小野委員長 それでは續いて請願及び陳情の審議にはいります。

日程第一、住宅營團經營住宅買上の請願、佐々木三三君紹介、文書表番號第四七五號。

○松谷委員 本請願の要旨は、さきに住宅營團は關係方面より解散を命ぜられたので、その所有する經營住宅を他に賣却しようとしてゐる、ついでには一、政府は宮城縣下二千五百戸の住宅營團經營住宅を買上げ、二、買上住宅は政府の直轄經營とするか地方公共團體に委託經營せしめる、三、勤勞庶民階級の生活費を基準とする適正家賃を規定されたいというのであります。かかる趣旨によつて提出せられた請願でありますので、ぜひとも本請願を採擇せられんことを希望いたします。

○小野委員長 日程第三、引揚者の住宅問題に關する請願、坂口主税君外五名紹介、文書表番號第九七一號、日程第六、引揚者の住宅建設の請願、根本龍太郎君紹介、文書表番號第一二九八號、陳情日程第一、引揚者の住宅難緩和對策に關する陳情書、第一九三號、日程第二、海外引揚者の住宅難緩和に關する陳情書、第二三二號、日程第三、海外引揚者の住宅難緩和に關する陳情書、第四八〇號、日程第四、建築物利用に關する陳情書、第五四一號、日程第五、住宅建設に關する陳情書、第五九二號、右一括して議題に供します。

○松谷委員 本請願の趣旨は、全國六百萬人の引揚者住宅問題の根本的解決のため、不用、遊休官公有建物、餘裕住宅、やみ建築及び大料理店の徹底的開放、住宅緊急措置令の規定の改正等、障害、假小屋生活者の救済並びに集團的收容施設の設置、現在の住宅家賃を、一般勤勞者、引揚者及び戦災者等の負擔にたえられる程度に引下げ

る。強制退立の防止並びに住居の行政的措置、政府または國會が中心となり、住宅問題の根本的検討、及び恒久的的對策樹立のため、民間人を加えた調査立案機關の設置等の事項を請願するといふのであります。御審議の上御採擇をいたされたいと思ひます。

○川井專門調査員 一九三三號の陳情は、われら海外引揚者は、現下の住宅難を緩和して、その生活の基礎を確立したい、それにつき本部は、餘裕住宅、不用工場等の開放の要求、建築資材の配給懇請、簡易住宅の建設、及び建築費の共同借入並びに資金の獲得方法等諸計畫を決定したから、これが實施を援助されたい、という趣旨であります。

○小野委員長 以上の請願、陳情につきまして、後日必要があれば政府當局の意見を聴くことにして、審査を終りたいと思ひます。

○小野委員長 請願日程第二、國立遺傳學研究所設置の請願、第九〇一號

○松谷委員 本請願の要旨は、遺傳學は食糧問題及び人口問題の解決並びに文化國家再建に密接な關係を有してゐる、しかるにわが國の遺傳學は生物學、農學、醫學界各方面の學者の協力により比較的高度の水準にあるが、その研究施設は極めて貧弱であり、このような施設では今後いかに努力してもこれ以上の進歩は望めない、殊に應用的研究に至つては大規模の総合研究によつて初めて達せられる、ついでには速やかに國立遺傳學研究所を設置されたい、といふのであります。

○小野委員長 本請願に對する政府の意見を求めます。

○清水政府委員 國立遺傳學研究所の設置につきましては、この問題が人口問題、食糧問題、優生問題、その他いろいろ重要な問題の解決に對してしまし、きわめて重要な研究所であることと認めまして、文部省におきましてぜひこの實現を期したいと思ひ、來年度豫算に該豫算を計上いたしており、またぜひこれを實現すべく努力いたしたいと思ひておるのであります。請願の御趣旨にもありましたように、わが國の遺傳學の研究は、醫學、生物學、あるいは農學、動物、植物、いろいろな面にわたられて小さく發達をいたしておるのであります。國家全體を考へまして専門講座としては大學に二講座あるだけであります。ほかの講座は他の講座において兼ねて遺傳學をやつておるといふ状況でございます。にもかかわらず、遺傳學だけは全國的に遺傳學者が協力いたしまして、遺傳學の發達は世界的な水準に達しておるものと考へられるのであります。またこの遺傳學上の問題では、わが國の學者が世界的に新しい發見をいたしまして、名聲を得ておられる方も數少くないのであります。ただこの研究を國家のために十分活用いたすためには、全國各大學にばらばらにありまして遺傳學の研究を総合いたしまして、國家的見地から十分これを活用するようになさなければならぬと考へるものであります。たとへば農作物にいたしましても、その品種改良の根本は遺傳學に基くものであります。あるいは水産、林産すべてが遺傳學の根本原理の活用によつて、異常な展開を期待し得るので學問的研究は進みつつあるのであります。こゝから考へまして

も、ぜひここに総合的な國立の研究をつくりたいといふことは、遺傳學界多年の懸案であつたのでありまして、國家經濟の非常に窮屈なときでございますけれども、なおこの際やらなければ、時を失して悔いを後に残すようなことになつて考へるのであります。遺傳學研究所の設立につきましては、政府としましてでもできるだけの力をいたしたいと思ひておる次第であります。

○小野委員長 請願の日程第八、國立療養所入院費患者負擔反對の請願、松谷天光君紹介、第一三五四號、日程第九、鍼灸醫法定に關する請願、河野金昇君紹介、第一三六二號、日程第一〇、遺家族保護に關する請願、齋藤晃君紹介、第一三六三號、日程第一一、盲人に鍼灸業繼續許可の請願、齋藤晃君紹介、第一三八四號、日程第一三、中等學校教員の恩給増額の請願、松原一彦君紹介、第一四〇八號、日程第一四、生活協同組合法制定の請願、門司亮君紹介、第一四二二號、日程第一五、中等學校教員の恩給増額の請願、志賀健次郎君外二名紹介、第一四三八號、日程第十六、恩給増額に關する請願、松本七郎君外一名紹介、第一四四九號、日程第十七、生活協同組合法制定の請願、中原健次君紹介、第一四六三號、日程第一八、國立療養所入院費患者負擔反對の請願、松谷天光君紹介、第一四七三號、日程第一九、戰爭犠牲者の援護に關する請願、豐澤豐君紹介、第一四九三號、日程第二一、療養師の權益確保に關する請願、加藤三ツ子君紹介、第一五〇九號、日程第二二、引揚者の援護強化に關する請願、成田知巳君紹介、第一五二一

も、ぜひここに総合的な國立の研究をつくりたいといふことは、遺傳學界多年の懸案であつたのでありまして、國家經濟の非常に窮屈なときでございますけれども、なおこの際やらなければ、時を失して悔いを後に残すようなことになつて考へるのであります。遺傳學研究所の設立につきましては、政府としましてでもできるだけの力をいたしたいと思ひておる次第であります。

○小野委員長 請願の日程第八、國立療養所入院費患者負擔反對の請願、松谷天光君紹介、第一三五四號、日程第九、鍼灸醫法定に關する請願、河野金昇君紹介、第一三六二號、日程第一〇、遺家族保護に關する請願、齋藤晃君紹介、第一三六三號、日程第一一、盲人に鍼灸業繼續許可の請願、齋藤晃君紹介、第一三八四號、日程第一三、中等學校教員の恩給増額の請願、松原一彦君紹介、第一四〇八號、日程第一四、生活協同組合法制定の請願、門司亮君紹介、第一四二二號、日程第一五、中等學校教員の恩給増額の請願、志賀健次郎君外二名紹介、第一四三八號、日程第十六、恩給増額に關する請願、松本七郎君外一名紹介、第一四四九號、日程第十七、生活協同組合法制定の請願、中原健次君紹介、第一四六三號、日程第一八、國立療養所入院費患者負擔反對の請願、松谷天光君紹介、第一四七三號、日程第一九、戰爭犠牲者の援護に關する請願、豐澤豐君紹介、第一四九三號、日程第二一、療養師の權益確保に關する請願、加藤三ツ子君紹介、第一五〇九號、日程第二二、引揚者の援護強化に關する請願、成田知巳君紹介、第一五二一

も、ぜひここに総合的な國立の研究をつくりたいといふことは、遺傳學界多年の懸案であつたのでありまして、國家經濟の非常に窮屈なときでございますけれども、なおこの際やらなければ、時を失して悔いを後に残すようなことになつて考へるのであります。遺傳學研究所の設立につきましては、政府としましてでもできるだけの力をいたしたいと思ひておる次第であります。

も、ぜひここに総合的な國立の研究をつくりたいといふことは、遺傳學界多年の懸案であつたのでありまして、國家經濟の非常に窮屈なときでございますけれども、なおこの際やらなければ、時を失して悔いを後に残すようなことになつて考へるのであります。遺傳學研究所の設立につきましては、政府としましてでもできるだけの力をいたしたいと思ひておる次第であります。

も、ぜひここに総合的な國立の研究をつくりたいといふことは、遺傳學界多年の懸案であつたのでありまして、國家經濟の非常に窮屈なときでございますけれども、なおこの際やらなければ、時を失して悔いを後に残すようなことになつて考へるのであります。遺傳學研究所の設立につきましては、政府としましてでもできるだけの力をいたしたいと思ひておる次第であります。

も、ぜひここに総合的な國立の研究をつくりたいといふことは、遺傳學界多年の懸案であつたのでありまして、國家經濟の非常に窮屈なときでございますけれども、なおこの際やらなければ、時を失して悔いを後に残すようなことになつて考へるのであります。遺傳學研究所の設立につきましては、政府としましてでもできるだけの力をいたしたいと思ひておる次第であります。

號、日程第三、生活協同組合法制定  
反對の請願、有田二郎君外八名紹介、  
第一五四號、陳情、日程第六、生活  
協同組合法案に關する陳情書、第六〇  
八號、日程第七、生活協同組合法制定  
促進に關する陳情書、第六一三號、日  
程第八、引揚援護者に關する陳情書、  
第六二六號、日程第九、盲人鍼灸業等  
存続に關する陳情書外一件、第六三二  
號、日程第一〇、生活協同組合法案反  
對に關する陳情書、第六三三號、日程  
第一一、國民健康保險制度の刷新強化  
並びに國庫補助増額に關する陳情書、  
第六四八號、日程第一三、生活保護法  
による扶助金全額國庫負擔に關する陳  
情書、第六六九號、日程第一四、東北  
地方の水害罹災者救済に關する陳情  
書、第六七三號、日程第一六、海外引  
揚者援助に關する陳情書、第六七九  
號、日程第一八、生活協同組合法案反  
對の陳情書外一件、第六九四號、日程  
第一九、水害罹災農家救済に關する陳  
情書、第七〇二號、日程第二〇、盲人  
の鍼灸業禁止反對の陳情書、第七一四  
號、以上は昨日審査いたしました請願  
及び陳情とまつたく同趣旨でございます  
すから、審査を終了したものとみなし  
て御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり、  
○小野委員長 御異議なしと認めまし  
てさように決します。本日はこれをも  
つて散會いたします。  
午後零時四分散會

〔参照〕

榮養士法案(内閣提出)に關する  
報告書

一、議案の要旨及び目的  
現行の昭和二十年厚生省令第十  
四號榮養士規則は、昭和二十二年

第一類第七号 厚生委員会議錄 第三十八号 昭和二十二年十二月六日

法律第七十二號(日本國憲法施行  
の際現に效力を有する命令の規定  
の效力等に關する法律)第一條の  
規定によつて、本年十二月三十一日  
限りその效力を失うので、この省  
令に代わるべきものとして、新法  
律を制定して、同令の内容の實現  
をはかり、更に國民の科學的、業  
務指導の向上を企圖したものであ  
る。

この法律案では、榮養士となる  
免許資格を強化し、専ら榮養士と  
して必要な知識及び技能の修得を  
要件とし、質的な充實を期してい  
る。

二、議案の可決理由

本案は、國民業務指導の實施上  
及び榮養士の地位の向上の點にお  
いて、當然必要であると認められ  
るので、これを可決すべきものと  
議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十二月六日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長松岡駒吉殿

理容師法案(内閣提出)に關する

報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の理髮業及び美容業に關す  
る警察命令である都道府縣令は、  
昭和二十二年法律第七十二號(日  
本國憲法施行の際現に效力を有す  
る命令の規定の效力等に關する法  
律)第一條の規定によつて、本年  
十二月三十一日限りその效力を失  
うので、從來の理容師等に關する  
都道府縣令を廢止整備して、これ  
らの系列的な法文化を圖り、且つ、

施設の充實を期すると共に、公衆  
衛生の發達と文化の向上を目的と  
したものである。

改正の主なる點は、理容、理  
髮、美容等の定義を明かにし、特  
に理髮と美容とをはつきり區別  
し、而かも、從來の營業免許制を  
資格免許制に代え、業界の健全な  
發達を意圖したことである。従つ  
て理容所の開設も許可制を廢し、  
届出制として民主化を圖つた。

二、議案の可決理由

本案は、公衆衛生の健全な發達  
及び眞に文化國家建設に寄與すべ  
きものと認められるので、これを  
可決すべきものと議決した次第で  
ある。

三、本案施行に要する經費は、約二  
百萬圓である。

右報告する。

昭和二十二年十二月六日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年三月一日印刷

昭和二十三年五月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局